

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………
- ………（都市整備局都市基盤部交通企画課）…一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞（二件）……………
- ………（住宅政策本部民間住宅部不動産課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 公告
- 地籍図及び地籍簿の作成……………
- ………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

告示

●東京都告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第千三百三十号東京都都市計画駐車場事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年一月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 株式会社世界貿易センタービルディング
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画駐車場事業第三十三号浜松町駐車場
- 三 事業施行期間 平成二十九年八月二十九日から令和九年三月一日まで
- 四 事業地 収用の部分
港区浜松町二丁目地内
使用の部分
なし

●東京都告示第三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和六年一月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 日時 令和六年一月十八日 午後一時
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室
- 三 被聴聞者

(五) 免許年月日 令和三年三月十二日

●東京都告示第四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和六年一月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 日時 令和六年一月十八日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室
- 三 被聴聞者

●東京都告示第五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

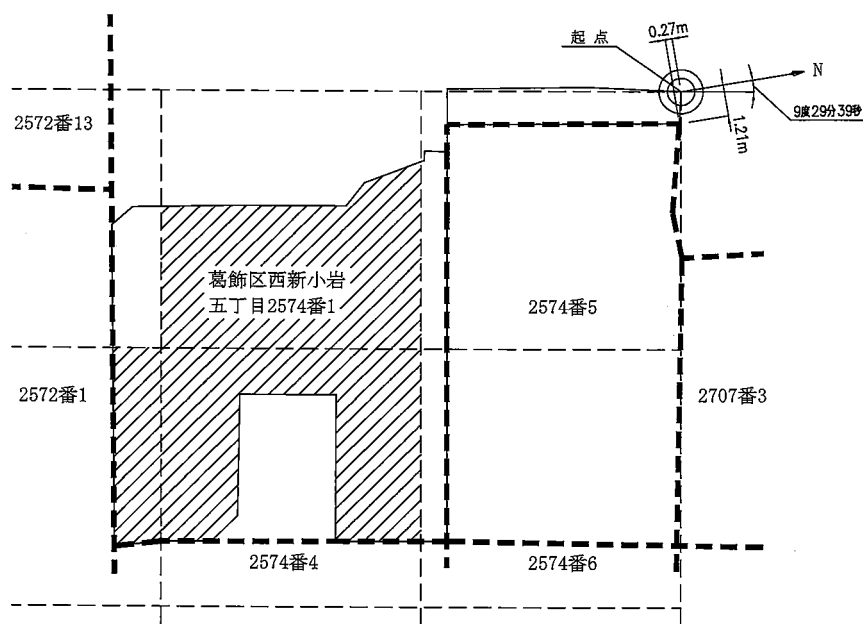
令和六年一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区西新小岩五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びにふっ素及びその化合物

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 調査対象地
- : 筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、葛飾区西新小岩五丁目2574番5の最北端から真北へ0.27m、真西へ1.21mの地点とする。

【格子の回転角度(9度29分39秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

地籍図及び地籍簿の作成について

小笠原村の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による地籍調査を実施し、地籍図及び地籍簿を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。

なお、当該地籍図及び地籍簿を、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和六年一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 地籍図及び地籍簿の名称

小笠原村父島字二子・小曲地区の一部の地籍図及び地籍簿

二 地籍図は、令和五年三月に測量して作成したものであり、地籍簿は、令和三年十二月十三日現在の状況により作成したものである。

三 閲覧期間及び閲覧時間

閲覧期間は、令和六年一月十日（水曜日）から同月二十九日（月曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）の二十日間とし、閲覧時間は、当該期間中の午前九時から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後五時までとする。

四 閲覧場所

小笠原村役場及び小笠原村東京連絡事務所

五 訂正の申出

（一）閲覧の結果、誤り等があると認める者は、閲覧期間

内に東京都に対し、訂正の申出をすることができる。

（二）誤り等訂正の申出は、書面によることとする。

（三）誤り等訂正申出書の用紙は、請求に基づき閲覧場所で交付する。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更にについて届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「（一）氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）（二）住所（団体にあつては所在地）（三）意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年一月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和六年一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

アトレ吉祥寺

二 店舗所在地

武蔵野市吉祥寺南町一丁目一番二
十四号

三 設置者名

株式会社アトレ

四 設置者住所

渋谷区恵比寿四丁目一番十八号

五 変更を行った設置者名

株式会社アトレ

六 変更前の設置者の
代表者名 一ノ瀬 俊郎

七 変更後の設置者の
代表者名 高橋 弘行

八 変更前の小売業者
の氏名又は名称 株式会社ベストライズほか百四
十八名

九 変更後の小売業者
の氏名又は名称 株式会社ベストライズほか百四
十七名

十 変更を行った小売
業者の氏名又は名
称 株式会社アバハウスインターナシ
ヨナルほか十八名

十一 変更前の小売業
者の住所 渋谷区神宮前二丁目四番十一号
（株式会社ウエルカム）ほか

十二 変更後の小売業
者の住所 目黒区碑文谷五丁目十一番十一号
（株式会社ウエルカム）ほか

十三 変更前の小売業
者の代表者名 眞岸 洋一（株式会社アバハウス
インターナシヨナル）ほか

十四 変更後の小売業
者の代表者名 水上 雄一郎（株式会社アバハウ
スインターナシヨナル）ほか

十五 変更日 令和五年九月一日ほか

十六 届出日 令和五年十二月十三日

十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号）

十八 縦覧期間 令和六年一月九日から同年五月九
日まで。ただし、東京都の休日に
関する条例（平成元年東京都条例
第十号）に定める休日を除く。

十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

一 店舗名 JR恵比寿駅ビル

二	店舗所在地	渋谷区恵比寿南一丁目五番五号
三	設置者名	東日本旅客鉄道株式会社
四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社アトレほか八十四名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社アトレほか八十七名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社アトレほか八名
八	変更前の小売業者の住所	渋谷区神宮前二丁目四番十一号 (株式会社ウエルカム)
九	変更後の小売業者の住所	目黒区碑文谷五丁目十一番十一号 (株式会社ウエルカム)
十	変更前の小売業者の代表者名	一ノ瀬 俊郎 (株式会社アトレ) ほか
十一	変更後の小売業者の代表者名	高橋 弘行 (株式会社アトレ) ほか
十二	変更日	令和五年十一月二十二日ほか
十三	届出日	令和五年十二月十三日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)
十五	縦覧期間	令和六年一月九日から同年五月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。
十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	パシオス多摩境店
二	店舗所在地	町田市小山ヶ丘四丁目三番地五

三	設置者名	三菱HCキャピタル株式会社
四	設置者住所	千代田区丸の内一丁目五番一号
五	変更前の設置者の代表者名	柳井 隆博
六	変更後の設置者の代表者名	久井 大樹
七	変更日	令和五年四月一日
八	届出日	令和五年十二月七日
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)
十	縦覧期間	令和六年一月九日から同年五月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名 (団体にあっては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所 (団体にあっては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年一月九日から四月以内に東京都産業労働

局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号) に到着するよう提出してください。

令和六年一月九日

東京都知事 小 池 百合子

アメリカ三和町田根岸店

町田市根岸二丁目十八番地一

株式会社三和

町田市金森四丁目一番二号

敷地北東側ほか 四百六十五台

敷地北東側ほか 四百台

敷地北東側ほか 二百七十二台

敷地北東側ほか 百五十台

令和六年八月十三日

令和五年十二月十二日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

令和六年一月九日から同年五月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。